

# 馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、馬頭町・小川町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、馬頭町・小川町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (基本方針)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、出席委員の4分の3以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努める。

## (会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

## (会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

## (会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進める。

## (傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

## (会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は、2人とし、議長が会議において指名する。

## (会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は原則公開とし、閲覧に供することにより行う。

2 前項の規定による閲覧の方法については、議長が別に定める。

## (規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議の場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月22日から施行する。